令和９・10 年度　長浜市立小中義務教育学校教職員健康診断委託業務仕様書

１　委託業務名称　　令和９・10 年度　長浜市立小中義務教育学校教職員健康診断委託業務
（単価契約）

２　対象者　（１）35 歳以上の者　　620 人／年間（見込）
（２）34 歳以下の者　　260 人／年間（見込）
※各会場１日当たり 100 人～150 人程度（見込）

３　実施場所　長浜市内７箇所
長浜小学校又は西中学校、北中学校、長浜南小学校、
湯田小学校、虎姫学園、湖北中学校、高月中学校（予定）
※会場は変更する場合があるので留意すること。

４　実施時期　※令和９年度：令和９年７月下旬～８月下旬（夏季休業中）のうち７日間
※令和 10 年度：令和 10 年７月下旬～８月下旬（夏季休業中）のうち７日間
8：30～12：00、13：00～15：30
（受付時間　８：30～11：30、13：00～15：00）
（胃部検診は午前中を基本とする）
検診日が重なっても可
※実施日は、落札後、長浜市教育委員会事務局と調整の上、決定する。

５　履行期間　令和９年４月１日（木）～令和 11 年３月 30 日（金）まで
※夏季休業中の受検者の検査結果については、
令和９年度：令和９年 10 月 29 日（金）までに、
令和 10 年度：令和 10 年 10 月 31 日（火）までに、
長浜市教育委員会事務局まで提出すること。

６　健康診断項目
（１）35 歳以上の者
医師の診察、既往歴・業務歴の調査、自他覚症状の有無
身長、体重、腹囲、尿検査（蛋白、糖）、視力、血圧測定
胸部 X 線間接撮影、聴力検査（オージオメーター使用 1000HZ・4000HZ）
安静時心電図（１２誘導）、空腹時血糖または随時血糖検査、貧血検査（RBC.Hb.Ht）
血中脂肪検査（T-ch.TG.HDL-ch.LDL-ch）、肝機能検査（GOT.GPT.γ-GPT）
血清クレアチニン、ヘモグロビン A1C 検査、胃部間接撮影

（２）34 歳以下の者
医師の診察、既往歴・業務歴の調査、自他覚症状の有無
身長、体重、腹囲、尿検査（蛋白、糖）、視力、血圧測定
胸部 X 線間接撮影、聴力検査（オージオメーター使用 1000HZ・4000HZ）
安静時心電図（１２誘導）、空腹時血糖または随時血糖検査、貧血検査（RBC.Hb.Ht）
血中脂肪検査（T-ch.TG.HDL-ch.LDL-ch）、肝機能検査（GOT.GPT.γ-GPT）

※その他のオプション検査については、長浜市教育委員会事務局と調整の上決定する。

7　定期健康診断実施時の留意事項

（１）胃部検診は、胃部検診用検診車を各会場１～２台確保すること。
（受診人数に応じて長浜市教育委員会事務局と調整）

（２）医師の診察については、プライバシー保持のため衝立を用意すること。

（３）各種検診車の台数及び医師の配置・派遣の想定については、次のとおりとする。

①胃部用検診車　　各会場（長浜市内７箇所）２台
②胸部用検診車　　各会場（長浜市内７箇所）１台
③医師数　　各会場（長浜市内７箇所）２人
※各学校との打合せ等により多少増減する場合があります。

（４）胸部Ｘ線間接撮影及び胃部間接撮影は、デジタル撮影でも可とします。

（５）尿検査については、原則事前採取（検尿容器を配付し、受診時に持参）とし、会場での採取もできるよう受付に予備の検尿容器を設置するものとします。

8　その他

（１）医療法第７条第１項に基づき、開設地の都道府県知事の許可を受けていること。

（２）健康診断受診票等は、市内各校へ直接送付すること。

（３）夏季休業中に受診できなかった者がいる場合、長浜市教育委員会事務局と調整をして、予備日を設けるなど未検者対策を講じること。

（４）検査結果をすみやかに各校へ報告すること。学校別集計結果については長浜市教育委員会事務局へ提出すること。

（５）検査項目のうち、胸部Ｘ線間接撮影・血液検査・胃部間接撮影が未検の場合、その単価を差し引いた額とする。未検単価は入札時の比較対象としないが、落札後は速やかに提出すること。

（６）落札業者は、眼底検査（無散瞳型。40 歳以上の滋賀県教職員共済組合員で、健診当日の血圧が 140／90 以上であり、医師が必要と認めた者に限る。）を実施するものとする。眼底検査にかかる費用は、落札業者との契約により滋賀県教職員共済組合が負担する。

（７）学校の事情等により、会場の変更をすることがある。

（８）両検査とも同時に実施する関係上、各対象者の見込金額の合計により比較する。

（９）検査対象者 35 歳以上、34 歳以下に分けて請求を行うこと。

（10）診療行為等医療の提供そのものに係る業務の再委託は禁止とする。

（11）落札業者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、すみやかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い遅滞なくその状況を市教育委員会事務局に報告すること。

（12）落札業者は、業務遂行にあたり過失により受診者等に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、落札業者の責任で賠償等を行わなければならない。

（13）健診当日に受診者から申し出があったり、受診者について相談しなければならないことが発生した場合には、教育委員会事務局教育指導課へ連絡すること。